平成２９年度八王子市農業委員会第１回総会会議録

１．開催年月日　平成２９年４月２７日　木曜日

２．開催場所　　八王子市役所 議会棟 全員協議会室

３．開催時間　　午後２時　から　午後３時３５分　まで

４．出席委員　（２１名）

農業委員会委員

１番　石　川　　研	２番　立　川　正　晴
３番　荻　田　米　蔵	４番　鈴　木　勝　久
５番　久　保　良　政	６番　栗　原　　才
７番　米　津　元　一	８番　峯　尾　三　千　年
１０番　有　竹　満　次	１１番　菱　山　史　郎
１２番　中　西　伸　夫	１３番　鳴　海　有　理
１４番　熊　澤　治　彦	

農地利用最適化推進委員

１５番　内　藤　廣　行	１６番　三　上　正　治
１７番　内　田　　茂	１８番　金　子　文　利
１９番　町　田　裕　通	２０番　井　上　正　芳
２１番　福　田　一　訓	２２番　門　倉　　豊

５．欠席委員　（１名）

９番　伊　藤　祥　広

６．事務局職員出席者

事務局長	木　内　基容子	課　長	音　村　昭　人
主　査	上　原　裕　之	主　査	黒　田　康　雄
主　任	上　村　　剛		

平成２９年度
八王子市農業委員会　第１回総会　議題

（平成２９年４月２７日）

【専決処分案件】

第１　市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について

第２　市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について

第３　地目変更登記に係る照会に対する調査結果について

第４　相続税の納税猶予に係る適格者としての３年ごとの証明について

【審議案件】

第５　相続税の納税猶予に関する適格者の証明について

第６　相続税の納税猶予に関する適格者の証明について

第７　相続税の納税猶予に関する適格者の証明について

第８　生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について

第９　特定農地貸付けの承認について

第１０　平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

【報告案件】

第１１　農地の権利取得の届出について

第１２　農地の賃貸借の合意解約について

第１３　相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について

《午後２時開会》

議　長　　ただいまから、平成29年度八王子市農業委員会第１回総会を開会します。欠席通告のありました委員を報告します。９番伊藤祥広委員です。農業委員定数14名のうち、半数以上が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第３項の規定により、本総会は有効に成立しております。

また、農業委員会等に関する法律第30条第１項の規定により、出席した農業委員の過半数で決することになりますが、推進委員の皆様にもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思います。

第１及び第２については、「市街化区域内農地の転用の届出について」でありますので、一括報告とします。事務局より報告願います。

事務局　　第１「市街化区域内農地の権利の移動を伴わない転用の届出について」３月１日から３月31日までの届出分（21件）、第２「市街化区域内農地の権利を伴う転用の届出について」３月１日から３月31日までの届出分（29件）を報告。

議　長　　報告は終わりました。第１、第２についてご質問はございませんか。

推進委員　　「市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用の届出について」の236、237番についてです。236番の譲受人と237番の譲受人は所在地が一緒ですが、どのような関係でしょうか。

推進委員　　親会社が237番で、子会社の236番が不動産管理事業をやっていると思います。

議　長　　他に質問はございますか。ございませんので進行します。

第３「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局　　第３「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を報告。（2件）

議　長　　事務局の報告は終わりました。第３についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。

第４「相続税の納税猶予に係る適格者としての３年ごとの証明について」報告します。事務局より報告願います。

事務局　　第４「相続税の納税猶予に係る適格者としての３年ごとの証明について」を報告。（15件）

議　長　　報告は終わりました。第４についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。

第５「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局　　第５「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」

被相続人について、住所は川口町、耕作面積は1,168.2㎡。相続開始年月日は平成28年７月５日。

相続人について、住所は川口町、年齢60歳、被相続人との続柄は「長男」。適用を受けようとする農地は川口町にある２筆、合計1,168.2㎡。生産緑地。

相続開始前の農耕従事実績有り、農業経営の開始年月日は昭和46年４月１日。

議　長　　説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

推進委員　　それではご報告いたします。４月18日、事務局職員と農地を確認するとともに、願出者の自宅で話を伺いました。願出者は教員で、現在は中学校の校長を務めています。父親とともに昔から農業に従事してきましたが、父親が３年前に体調を崩してからは、出勤前や休日を利用して一人で農作業を行っているそうです。現在は杉並区まで通勤しているため、夏場などは朝４時から農作業をして、５時過ぎに出勤して

います。もうすぐ定年を迎えますが、退職後は農業に専念するとのことでした。農地は生産緑地で、十分に肥培管理され、ネギ、ノラボウ、エンドウなどが作付けされていました。収穫後はジャガイモ、サツマイモ、サトイモなどを作付けするそうです。大半は自家消費するか近所に配っていますが、毎年近所の保育園の園児にジャガイモやサツマイモの収穫体験をさせているとのことでした。報告は以上です。

議　長　　質問・意見はありませんか。質問なしと認め、進行します。お諮りします。第５については、これを証明することにご異議ございませんか。

〖「異議なし」の声あり〗

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。

第６「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」と第７「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」は関連する議題ですので、一括で審議します。事務局より説明願います。

事務局　　第６「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」

被相続人について、住所は小比企町、耕作面積は4,907㎡。相続開始年月日は平成28年８月13日。

相続人について、住所は椚田町、年齢66歳、被相続人との続柄は「長男」。適用を受けようとする農地は山田町にある５筆、合計1,117㎡。生産緑地。相続開始前の農耕従事実績有り、農業経営の開始年月日は平成20年１月１日。

第７「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」

被相続人について、住所は小比企町、耕作面積は4,907㎡。相続開始年月日は平成28年８月13日。

相続人について、住所は小比企町、年齢62歳、被相続人との続柄は「次男」。適用を受けようとする農地は椚田町、小比企町にある５筆、合計2,676㎡。生産緑地。

相続開始前の農耕従事実績有り、農業経営の開始年月日は昭和61年１月21日。

議　長　　説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員　　それではご報告いたします。４月18日、事務局職員と農地を確認するとともに、願出者からお話を伺いました。お二人とも母親とともに農業に従事してきたとのことでした。兄は葉物野菜を作付けし、自家消費するほか、町会を通じて子どもたちに収穫体験をさせているそうです。弟も、兄同様に葉物野菜を作付けし、自家消費するほか、夏場と年末に近所で引き売りをしているそうです。農地は全て生産緑地で、現在は作付けしていませんでしたが、十分に肥培管理されていました。また一部ではウメを栽培していました。今後は、トウモロコシ、ニンジン、ダイコン、ナス、ネギなどを作付けする予定だそうです。なお、兄が耕作する一筆の北東の隅に広告用の看板が設置されていたため、事情を確認したところ、かなり古くから設置しているもので、当該農地を相続してからは、契約更新を拒否しているそうです。弁護士を通じて進めてきましたが、来月中の撤去を業者に約束させたとのことでした。早々に撤去されるとのことでしたのでその筆は全体を含めても差し支えないかと思います。報告は以上です。

議　長　　質問・意見はありませんか。質問なしと認め、進行します。お諮りします。第６、７については、これを証明することにご異議ございませんか。

〖「異議なし」の声あり〗

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。

第８「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」を議題に

します。事務局より説明願います。

事務局

第８「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」

買取申出生産緑地は大塚の土地23筆、計7,817.55㎡。

買取申出事由の生じた者について、住所は大塚、申出者との続柄は「本人」、申出事由は「故障」、申出事由の生じた日は平成28年12月14日。

年齢は79歳、年間従事日数は300日。

議　長　説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

推進委員　それではご報告いたします。３月23日、事務局職員と当該生産緑地を確認するとともに、願出者にお話を伺いました。願出者は、平成24年に膀胱ガンを患い、翌年に膀胱と前立腺を摘出しました。以降、人工膀胱を装着して生活していますが、装着した管と袋が外れてしまう恐れがあるため、農作業はもとより日常生活の動作にも、大きな制限が加えられています。また、現在は免疫療法による治療を定期的に行っているため、体力の低下が著しく、医師の診断書にも農業の継続は無理との記載がありました。元気な頃は、コマツナ農家として、スーパーや市場に精力的に出荷していたそうです。息子さんがいらっしゃいますが、会社勤めのため、農業は継げないとのことでした。願出があった農地はほとんど作付けがありませんでした。一箇所は梅林でした。もう一箇所は区画に分けられており、それぞれの区画で野菜が作付けされていました。願出者によると、膀胱ガンで管理できずにいたところ、近隣から苦情が出てしまい、知人に草刈りなどの管理をお願いするようになったそうです。しかし、いつの間にか現在の状況になってしまったとのことでした。この状況だと、願出者が主たる従事者であることに疑義が生じることを伝えました。４月10日、事務局から願出者が区画割りを解消したとの連絡を受け、私も現地を確認しまし

たが、区画がなくなり耕うんがかけられていました。報告は以上です。

議　長　　質問・意見はありませんか。質問なしと認め、進行します。お諮りします。第８については、これを証明することにご異議ございませんか。

〖「異議なし」の声あり〗

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。

なお、この案件のように生産緑地の主たる従事者証明の出る土地は、農業者が優先して取得できます。ほしいという方がいらっしゃいましたら、農業委員の皆さんあっ旋して下さい。事務局で対応いたします。

第９「特定農地貸付けの承認について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第９「特定農地貸付けの承認について」 申請者について、住所は狭間町。 貸付対象農地は小比企町にある土地３筆、合計706㎡。 区画面積は50㎡、区画数は10区画。

議　長　　説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員　　それではご報告いたします。４月18日、事務局職員と現地を確認するとともに、申請者の理事長からお話を伺いました。申請地は大きな道には接していないため、利用者は赤道を通っていくことになります。これまでは海外に住んでいる所有者の娘さんが２年に一回、帰国した際に草刈をする程度だったそうですが、今回、農園開設のために申請者が整地したそうです。申請地にはトイレがないので、近所のコンビニエンスストア等を利用することになります。１～２台程度の駐車スペースはありますが、隣の農園の利用者は、徒歩か自転車で来ているようです。水は、雨水を貯めて利用できるようにしていました。承認後は、直売所や関連施設などに募集ポスターを掲示するとのことでし

た。報告は以上です。

議　長　　質問・意見はありませんか。質問なしと認め、進行します。お諮りします。第９については、これを承認することにご異議ございませんか。

〖「異議なし」の声あり〗

異議なしと認めます。したがって、承認することに決定しました。

第10「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題にします。それでは、事務局より説明願います。

事務局　　第10「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」
基本方針、そして具体的な計画活動として、「担い手への農地の利用集積・集約化」「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」「遊休農地に関する措置」「違反転用への適切な対応」の各項目について説明。

議　長　　説明は終わりました。質問・意見はありませんか。

農業委員　　資料の５「違反転用への適切な対応」の（３）についてです。９月～10月に実施する利用状況調査ですが、昨年その時期に実際に農地を見てみるとかなり草が伸びているところがありました。しかし11月に再度見に行くと、きれいに刈ってありました。草が伸びない時期になってから刈ったようでした。このように一度目と二度目の調査で農地の状態が違ってくる場合、その利用状況はどのように判定すればよいですか。調査の時期をずらす等の対応をしたほうがよいのではないかと思います。

事務局　　農地法では年に一回、利用状況調査を行い、遊休農地に対しては利用意向調査をすることになっています。国通知に利用状況調査や利用意向調査の時期が示されているため、遅くとも９～10月に利用状況調査を行う必要があります。伸びなくなってから草刈りをする方が効率的だという考えもありますが、農業経営の場であるならば日頃から雑草の管理をするべきだと考えます。

推進委員　９～10月は台風の影響で畑に堀ができるため、11月頃に耕うんをかけて直します。９～10月と11月頃では農地の状況が違うので農業経営者としては利用状況調査の時期を後ろにずらしてほしいです。

議　長　資料の４の（３）では実施時期が11～１月とありますが、これは利用意向調査ですよね。そうすると11～12月に利用状況調査をすると翌年度にまたがって利用意向調査を取りまとめることになるのですか。

事務局　年間のサイクルを踏まえて利用意向調査を実施するのであれば利用状況調査は遅くとも９～10月に実施する必要があります。ある程度草が伸びても、管理されていない農地とは区別がつくと思います。

推進委員　調査の際、ＡＢＣで農地をランク付けします。しっかりと耕作され、きれいに野菜を育てている農地はＡランクでいいと思います。しかし、現段階では多少草が伸びているような農地の判定があいまいになっているので、評価基準をもう少し分かりやすくした方がよいと思います。

事務局　Ａは現に耕作されている農地で問題ないですが、ＢとＣは判断が難しいです。時期的な要素も考慮し、多少草が伸びていても管理されていると見なせればＢに、そうでなければＣにというように評価基準を変更したいと思います。調査時期をずらすのではなく、農地の評価基準を整理して対応したいと思います。

議　長　他にございませんでしょうか。

農業委員　生産緑地の現況確認は毎年行われます。看板や自動販売機等の生産緑地に設置してはいけない工作物があれば把握し、生産緑地としてしっかり管理することを所有者に伝えることが重要だと思います。

事務局　現地調査の際、生産緑地に看板や自動販売機が設置されていることがありました。このときは、速やかに撤去するよう指導しました。このような例がありますので、農業委員会だよりや広報を通して生産緑地

のあり方を周知する必要があると考えています。昨年の調査で至らなかった点については意見を出し合い、改善していきたいと思います。

議　長　　他に質問・意見はありますか。他にございませんので、進行します。お諮りします。第10については、これを決定することにご異議ございませんか。

〖「異議なし」の声あり〗

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第11「農地の権利取得の届出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局　　第11「農地の権利取得の届出について」を報告。（１件）

議　長　　報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。

第12「農地の賃貸借の合意解約について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局　　第12「農地の賃貸借の合意解約通知について」を報告。（１件）

議　長　　報告は終わりました。ご質問はありませんか。

農業委員　　賃貸借はいつからの契約だったのか、解約に至った理由は何であるのか、参考までにお聞かせください。

事務局　　賃貸借の契約がいつからだったかは分かりません。解約に至った理由は借り手が高齢になり、農地の管理ができなくなったからです。借り手の息子さんも会社勤めをしていて、休日の草刈り以上のことはできないとのことでした。農地が荒れるのを危惧する貸し手から昨年暮れに相談があり、貸し手本人が動き、合意に至りました。八王子市農地バンク制度に関心があるようでしたので、登録をお願いしました。

議　長　　他にございますか。

推進委員　　この農地を利用したいという申出はあるのでしょうか。

事務局　　この農地に関しては残念ながら３月末までに八王子市農地バンク制度への正式登録が完了していなかったため、次回のマッチングになるかと思います。

議　長　　他に質問・意見はありますか。他にございませんので、進行します。お諮りします。第12については、これを決定することにご異議ございませんか。

〖「異議なし」の声あり〗

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第13「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局　　第13「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告（１件）

議　長　　報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。

以上で、本総会議題の全日程は終了しました。

ここで、本日の議事録の署名をしていただく農業委員を指名いたします。

八王子市農業委員会会議規則第11条の規定により

５番　久保　良政　委員

６番　栗原　才　委員

を指名します。よろしくお願いします。

以上をもちまして、平成29年度八王子市農業委員会第１回総会を閉会します。

≪午後３時35分閉会≫